

平成 28 年度版

兵庫県の官公需適格組合

地域経済の活性化のために

兵庫県中小企業団体中央会

地域経済の活性化のために

中小企業者へ官公需の発注を

中小企業者に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）が制定されています。

国は官公需法と「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づいて、中小企業者に対して中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供、官公需適格組合等の活用、銘柄指定の廃止、分離・分割発注の推進など各種の措置を講じて受注機会の増大を図ることを要請しています。

また官公需法第7条では、地方公共団体は国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定されています。

官公需施策と中小企業組合の活用

毎年閣議で決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」においては、国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。また、官公需適格組合制度については、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、その一層の周知徹底に努めるものとし、国は、地方公共団体に対するその制度の一層の周知に努めるものとされています。

組合の共同受注事業は一件の受注に対して中小企業者である複数の組合員が共同してその案件を履行していることから、分離・分割発注と同じ効果をもたらすことになり、結果として多くの中小業者の受注機会の増大に役立ちます。

官公需適格組合へ発注を

官公需適格組合は、組合員である中小企業者が一体となって、受注契約を確実に履行するための技術力や施工・生産・役務提供能力の向上と発注機関の信頼に十分応えることのできる責任体制を備えています。

地域経済の活性化 - 地元中小企業者の育成を

最近では官公需を県外や市外の業者が採算を度外視して落札するケースが目立っています。そのようなことで責任ある仕事ができるでしょうか。官公需適格組合は、地元に本店を有していることから、受注した案件について万全のアフターケア体制を整備しています。

また、中小企業は多くの地元の従業員を雇用しています。官公需を地元中小企業に発注することは、地域経済の活性化に役立ちます。

官 公 需 適 格 組 合 へ 発 注 を

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局）が証明する制度です。この証明を受けている組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合で、以下の基準を満たしています。

皆様方が発注される物品・役務や工事についてはどうか地元の官公需適格組合をご指名ください。

<証明基準>

◎物品・役務関係の証明基準

- ① 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ② 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ③ 事務局常勤役職員が１名以上いること。
- ④ 共同受注担当役員が定められていること。
- ⑤ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。
- ⑥ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。
 - イ．組合が受注しようとする物品等の種類及び規模
 - ロ．共同受注に係る物品等についての具体的かつ公正な配分基準
 - ハ．組合の役員及び共同受注に係る案件を実施した組合員が当該案件に関し連帯して責任を負う旨。
- ⑦ ⑤の共同受注委員会が適正に運営が行われ、⑥の共同受注規約に従って組合運営が行われていること。
- ⑧ 共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること。
- ⑨ その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものでないこと。
- ⑩ 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。
- ⑪ その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。
- ⑫ 組合又は組合員に予算決算及び会計令第７１条第１項各号に該当する事実がないこと。
- ⑬ 以下に該当する事実がないこと。

組合若しくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第２条第２項に規定する暴力団をいう。）であること若しくは組合の役員等（代表者、理事等経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同法第２条第６号）であること又は組合の役員等が暴力団の維持、

運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していること。

- ⑭ その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。

◎工事関係の証明基準

- ① 共同受注事業を１年以上行っており、証明申請日の前１年間に於いて、相当程度の共同受注の実績があること。
- ② 組合の定款に於いて、組合員が自由脱退する場合の予告期間を１年としていること。
- ③ 証明申請日の前１年間（２回目以降の申請（更新の申請を含む。以下同じ。）の場合に於ては２年間）に於いて、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。
- ④ その他組合の共同事業に於いて、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- ⑤ 官公需の受注に於いて、熱心な指導者がいること。
- ⑥ 事務局役職員が次のようであること。

イ．公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に於ける重要な建設工事であつて、工事１件の請負代金の額が２，５００万円（当該建設工事が建築一式工事である場合に於ては、５，０００万円）以上のものを請け負おうとする組合に於ては、常勤役職員が２名以上あり、当該役職員のうち２名以上が技術職員であること。

ロ．上記以外の工事を請け負おうとする組合に於ては、事務局常勤役職員が１名以上いること。

- ⑦ 組合独自の事務所を有していること。
- ⑧ 共同受注担当役員が定められていること。
- ⑨ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。
- ⑩ ⑥のイに掲げる組合に於ては、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。
- ⑪ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。

イ．組合が受注しようとする工事の種類及び規模

ロ．共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準

ハ．組合技術職員が共同受注に係る工事の現場に於いて、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨。

ニ．組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帯して責任を負う旨。

ホ. 共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帯して責任を負う旨の取決めを組合との間で交わす旨。

- ⑫ ⑨の共同受注委員会及び⑩の企画・調整委員会が適正に運営が行われ⑪の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（２回目以降の申請の場合。）。
- ⑬ 共同受注に係る工事に関する検査体制が確立されていること。
- ⑭ その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものでないこと。
- ⑮ 組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること。
- ⑯ 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足る経理的基礎を有すると認められること。
- ⑰ その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。
- ⑱ 組合又は組合員に予算決算及び会計令第７１条第１項各号に該当する事実がないこと。
- ⑲ 以下に該当する事実がないこと。
組合若しくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７条）第２条第２項に規定する暴力団をいう。）であること若しくは組合の役員等（代表者、理事等経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同法第２条第６号）であること又は組合の役員等が暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ⑳ その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。
- ㉑ 官公需の受注に関し中小企業団体中央会の指導を受けていること。

このような官公需適格組合が全国で８２２組合（平成２８年３月３１日現在）あり、活動を行っております。

「物品関係」	繊維	家具	印刷	石油	事務用品	生コン	１８１組合
「役務関係」	設計	測量	自動車整備	運輸	建物サービス		４３６組合
「工事関係」	土木	建築	電気	管	造園	量 他	２０５組合

となっており、広範囲に及んでいます。このような受注体制強化により、官公需適格組合に対する発注者の信頼は年々高まっています。

官公需適格組合を支援しています

兵庫県中小企業団体中央会では、ホームページで県下の発注機関の官公需にかかる入札・落札情報等を一堂に掲載するなど、県下中小企業に官公需情報を提供している唯一の支援機関です。

また、中小企業庁（近畿経済産業局）から官公需適格組合の証明を受けるために、組合運営が証明基準に合致しているかどうかの事実確認を本会が行うなど、官公需適格組合の指導も行っています。

兵庫県中小企業団体中央会

本会は、「中小企業団体の組織に関する法律」により、中小企業の組合等を会員として設立された団体で公益性の高い特別法人です。

本会では、中小企業組合等の設立や運営支援、任意グループなどの連携組織の形成、企業の振興・発展を図るため、その組織を通じて中小企業の設備の近代化、技術の向上、新製品・新技術の開発、情報化の推進などの支援を行っており、各種中小企業関係組合としての機能発揮を使命としています。

◆設立年月日 昭和31年1月25日

◆会長 中村孝

副会長 大辻利弘

野崎弘

福原幸蔵

四ツ井泰彦

北野穂

◆会員数 658組合等（平成28年3月末現在）

◆会員資格 県内に事業所を有する組合・共同出資会社及び任意グループ、商工業者の団体、金融機関その他の者であって、本会の趣旨に賛同する者

◆所在地 〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号（兵庫県民会館内）

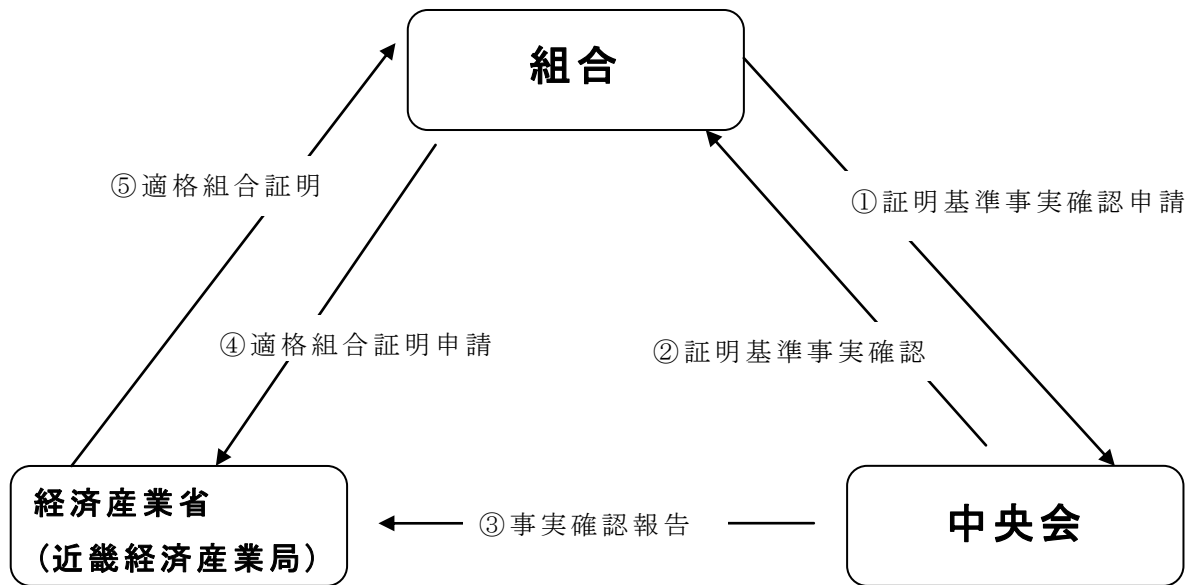
TEL 078-331-2045

FAX 078-331-2095

HP <http://www.chuokai.com>

メール hyogo@chuokai.com

官公需適格組合の証明



明石市管工事業協同組合

所在地 〒673-0029 明石市大道町2丁目10番7号
 電話 078(927)2199 FAX 078(927)3104
 E-mail info@meikankyo.com
 HPアドレス http://meikankyo.com/

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成14年1月
- (1) 代表者 代表理事 富士原正和
 - (2) 設立年月日 昭和42年3月31日
 - (3) 出資金 2,600万円
 - (4) 組合の地区 兵庫県明石市
 - (5) 組合員数 26名
 - (6) 組合員資格 明石市が指定した指定給水装置工事事業者並びに下水道排水設備指定工事事業者又は前記事業者で土木工事業又は舗装工事業の資格を有する事業者
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 専務理事 荒木則和
常勤職員数6名(うち技術者数3名)
 - (8) 主な物的施設 事務所(所有) 879.84㎡
土地(所有) 550.34㎡
 - (9) 主な受注品目 管工事
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
一般建設業(土・と・管・舗・水)
(平成23年12月10日兵庫県知事許可
(般-23)第404464号)
 - (11) 現在の証明有効期 平成28年12月31日

《PRコーナー》

当組合は、長年にわたり上水道施設・給排水設備の修繕業務を中心に事業展開しており、組合会館では阪神大震災当時の教訓を活かし、緊急時対応の拠点となるため仮眠室や浴室等を設置し、給水装置資材を備蓄するなど緊急時対応に備え、365日24時間体制で明石市のライフライン保守に努力しています。

また、当組合員は、上下水道本管工事・建築設備工事・リフォーム・舗装・土木工事など各社それぞれの得意分野を有しており、それらの集結により新たな事業が展開できるものと考えています。今後とも当組合の益々のお引き立てをお願い申し上げます。

神戸市管工事業協同組合

所在地 〒652-0047 神戸市兵庫区下沢通3丁目4番25号
 電話 078(575)0961 FAX 078(575)0338
 E-mail kumiai@mizu.or.jp
 HPアドレス http://www.mizu.or.jp/

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成21年9月
- (1) 代表者 代表理事 森岡 義雄
 - (2) 設立年月日 昭和29年7月12日
 - (3) 出資金 17,094万円
 - (4) 組合の地区 神戸市
 - (5) 組合員数 111名
 - (6) 組合員資格 神戸市内に於いて管工事業を主体として行う神戸市指定給水装置工事事業者
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 常任理事 前田博年
常勤職員数8名(うち技術者数5名)
 - (8) 主な物的施設 事務所(所有) 1583.09㎡
土地(所有) 980.13㎡
 - (9) 主な受注品目 管工事
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
一般建設業
(平成24年2月10日兵庫県知事許可
(般-23)第112451号)
 - (11) 現在の証明有効期日 平成28年9月30日

《PRコーナー》

当組合は、創立から96年が経過した歴史と伝統ある組合です。その間、阪神大水害、阪神淡路大震災時には行政と連携し、神戸市の上下水道の復旧作業にあたりました。

現在は、管工事の専門業者が111社加入しており、上下水道工事はもちろんのこと、24時間体制による上下水道修繕業務、満了メーター取替業務、メーター検針業務など、市民生活に直結する業務を積極的に行っています。

今後も官公需適格組合として組織の強化を図って参りますので、管工事・修繕等水回りのことは当組合にご用命下さい。

神戸市生活環境事業協同組合

所在地 〒652-0866 神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
電話 078(685)6066 FAX 078(685)6067

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成17年1月
- (1) 代表者 代表理事 藤定孝光
 - (2) 設立年月日 平成14年10月30日
 - (3) 出資金 700万円
 - (4) 組合の地区 神戸市
 - (5) 組合員数 7名
 - (6) 組合員資格 ①一般貨物自動車運送事業者
②貨物利用運送事業者
③神戸市が発注するパッカー車借上げ業務の仕様を満たす事業者
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 代表理事 藤定孝光
常勤職員数2名(うち技術者数1名)
 - (8) 主な物的施設 事務所(借用)30㎡
 - (9) 主な受注品目 パッカー車借上げ業務、
一般貨物自動車運送事業
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
第一種利用運送事業(近運自貨第486号)
 - (11) 現在の証明有効期日 平成29年1月8日

《PRコーナー》

平成14年神戸市内において一般貨物自動車運送事業に携わる会社により、運送事業の共同受注、共同配車、共同購入を主な事業として共同化を図るべく結成しました。特に、環境事業に豊富な経験を持つ各社が集まっており、今後官公需の受注に力をいれていきたいと考えています。

神戸生コンクリート協同組合

所在地 〒650-0037 兵庫県神戸市中央区明石町4番地 神戸御幸ビル
電話 078(331)1201 FAX 078(331)1206
E-mail knamacon@basil.ocn.ne.jp

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成5年9月
- (1) 代表者 代表理事 溝尾廣治郎
 - (2) 設立年月日 昭和52年1月8日
 - (3) 出資金 9,000万円
 - (4) 組合の地区 神戸市又は明石市
 - (5) 組合員数 16名
 - (6) 組合員資格 生コンクリートの製造販売事業者
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 事務局長 瀬山 宏
常勤職員数5名(うち技術者数1名)
 - (8) 主な物的施設 事務所(借用)295.66㎡
 - (9) 主な受注品目 生コンクリート
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
神戸市物品等入札参加資格
兵庫県物品関係入札参加資格
国土交通省(神戸運輸監理部)一般競争参加資格
 - (11) 現在の証明有効期日 平成28年9月27日

《PRコーナー》

当組合は、独自の品質監査委員会を設け、定期的な抜き取り検査を実施し、また品質向上、技術革新の検討協議を行う技術委員会を定例開催しています。さらに産官学で構成される全国生コンクリート品質管理監査会議の監査に全社合格しています。また、補償につきましても、PL保険、生コン瑕疵保証責任保険に加入し、万全の体制を整えております。しかしながら、今のところ生コンクリートの直接受注は皆無であります。現在の工事発注体系の内容からみて、生コンクリートの分離発注を要請するのは困難と思われますので、分離発注に代わり官公需適格組合の生コンクリートを優先使用戴きますよう、よろしくお願い申し上げます。

宝塚水道工事業協同組合

所在地 〒665-0827 宝塚市小浜3丁目2-19
 電話 0797(87)1061 FAX 0797(87)1063
 E-mail takarazukasuikyo@ever.con.ne.jp

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成14年1月
- (1) 代表者 代表理事 木本幸一
 - (2) 設立年月日 昭和29年12月14日
 - (3) 出資金 1,808万円
 - (4) 組合の地区 兵庫県宝塚市
 - (5) 組合員数 16名
 - (6) 組合員資格 宝塚市が指定した水道工事事業者
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 事務長 坪井 健
常勤職員数2名(うち技術者数2名)
 - (8) 主な物的施設 事務所(所有) 88㎡
土地(所有) 221㎡
その他の施設等 倉庫(所有) 84㎡
土地(所有) 186㎡
 - (9) 主な受注品目 管工事、水道施設工事
水道管修繕
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
一般建設業(管工事、水道施設工事)
平成23年3月5日(般-22)第216428号
 - (11) 現在の証明有効期日 平成28年12月31日

《PRコーナー》

宝塚水道工事業協同組合は、昭和29年に発足し市民への貢献を基本の一つに据え、特に組合員への技術資格の取得を推進し、技術のレベルアップに努め、また委託事業、水洗化の普及・促進、水道管24時間待機修繕等様々な事業活動を展開しております。現在組合として管工事業と水道施設工事業の建設業許可を取得し、特に水道工事に関わる技術は長い歴史における実績の裏付けがあり、広範囲の工事に対応できるものと自負しております。

今後の方針といたしましては、国等、地方公共団体等及び特に市においてこの委託事業の受注に力をいれて行きたいと考えております。

東播生コンクリート協同組合

所在地 〒676-0072 高砂市伊保港町2丁目8番23号
 電話 079(448)5288 FAX 079(447)1803

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成6年9月
- (1) 代表者 代表理事 吾孫子 達夫
 - (2) 設立年月日 昭和47年3月28日
 - (3) 出資金 100万円
 - (4) 組合の地区 加古川市、高砂市、小野市
明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町
 - (5) 組合員数 2名
 - (6) 組合員資格 生コンクリートの製造販売事業者
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 事務局長 塩田 友國
常勤職員数1名
 - (8) 主な物的施設 事務所(借用) 40㎡
 - (9) 主な受注品目 生コンクリート
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
加古川市物品等入札参加資格
高砂市物品等入札参加資格
 - (11) 現在の証明有効期日 平成29年9月21日

《PRコーナー》

弊組合員は、全国生コンクリート工業組合連合会に加盟しており、同連合会が毎年実施している全国統一品質管理監査制度による立入監査を受け入れています。

この趣旨は、品質管理の透明性と公平性を確保するため、産官学体制により平成9年に発足したものです。

これまで、当組合員全工場が合格工場と選定されていますので、官公需のご発注に当たっては、是非、監査合格工場の製品を使用させていただきようお願い申し上げます。

協同組合都市設計連合

所在地 〒651-0092 神戸市中央区生田町1丁目4番20号
 電話 078(262)8900 FAX 078(262)8910
 E-mail shimizu_m@udu.or.jp
 HPアドレス http://www.udu.or.jp

第1回官公需適格組合証明取得 平成17年2月

- (1) 代表者 代表理事 向當光生
- (2) 設立年月日 昭和41年12月22日
- (3) 出資金 3,000万円
- (4) 組合の地区 兵庫県
- (5) 組合員数 5名
- (6) 組合員資格 建設コンサルタント又は
土木、建築の設計・監理
を行う事業者
- (7) 事務局責任者役職・氏名 専務理事 清水 満
常勤職員数3名(うち技術者数2名)
- (8) 主な物的施設 事務所
神戸本部(借用)403㎡
東京事務所(借用)194㎡
- (9) 主な受注品目 建設コンサルタント又は土木
建築の設計・監理
- (10) 組合が受けている資格・許認可
建設コンサルタントの登録
(建22第6981号)
建築士事務所の登録(一級 第01A01756号)
- (11) 現在の証明有効期日 平成30年2月24日

《PRコーナー》

幣組合の事業の柱である、市街地再開発事業は、都市機能の更新や都市の防災強化に於いて、非常に有効な整備手法であり、幣組合としても、全国50地区、70ヶ所を超える市街地再開発事業の実績を誇っております。

また、近年では、地方公共団体等発注の土地有効活用プロポーザル、PFI等への積極的な参画、マンション建替法に対応した、老朽化マンションの建替事業の受注等、常に時代の趨勢をいち早く見極めることで、数多くの都市再生事業を成功に導き、地域の街づくり、社会づくりに貢献しております。勿論、意匠、設備、構造それぞれを専門とする組合員が加盟しておりますので、設計全般何でもご用命下さい。

西宮管工事業協同組合

所在地 〒662-0917 西宮市与古道町1番10号
 電話 0798(35)2552 FAX 0798(26)7865
 E-mail nishinomiya@suidou.or.jp
 HPアドレス http://www.suidou.or.jp/

第1回官公需適格組合証明取得 平成13年10月

- (1) 代表者 代表理事 馬場 俊一
- (2) 設立年月日 昭和29年4月7日
- (3) 出資金 4,350万円
- (4) 組合の地区 西宮市
- (5) 組合員数 15名
- (6) 組合員資格 西宮市内において、管工事を
主体として行う西宮市の
上・下水道設備事業者
- (7) 事務局責任者役職・氏名 専務理事 藤田義昭
常勤職員数8名(うち技術者数5名)
- (8) 主な物的施設 事務所(所有) 941.4㎡
土地(所有) 275.0㎡
その他の設備等 内 338㎡(駐車場他)
- (9) 主な受注品目 管工事、資材販売、水道施設管理、受水槽の清掃業務
簡易専用水道の管理の検査業務
- (10) 組合が受けている資格・許認可
特定建設業(管工事)兵庫県知事、許可、特-26第202444号
建築物飲料貯水槽清掃業 兵庫県14貯第14N号の1
簡易専用水道の管理の検査機関 厚生労働大臣登録第118号
- (11) 現在の証明有効期日 平成28年9月30日

《PRコーナー》

当組合は、西宮市上下水道局の給・配水管工事、民間の給水管・排水管工事並びにこれらの工事に必要な器材等の販売を主な事業としています。

さらに、集合住宅等の受水槽の清掃業務並びに受水槽等の管理の検査業務も併せて行っています。

今後とも、永年培った技術・経験を活かし、お客様に満足して頂けるような業務の展開と、積極的に官公需の共同受注を図ることにより、経営基盤の安定化と事業の拡大を目指していきます。

はりまメンテナンス事業協同組合

所在地 〒679-5165 たつの市新宮町光都一丁目19番4号 光都石興ビル2階
 電話 0791(58)0339 FAX 0791(58)1300
 E-mail tekuno-harima@gol.com

第1回官公需適格組合証明取得 平成10年4月

- (1) 代表者 代表理事 竹鼻正康
- (2) 設立年月日 平成7年1月11日
- (3) 出資金 225万円
- (4) 組合の地区 兵庫県姫路市、赤穂市
- (5) 組合員数 8名
- (6) 組合員資格 建物サービス業、各種施設・設備機器の点検・保守管理業又はこれらに関連する事業を行う事業者
- (7) 事務局責任者役職・氏名 副理事長 山田 進
常勤職員数3名
- (8) 主な物的施設 事務所(借用) 35㎡
- (9) 主な受注品目 ビル総合管理業務
- (10) 組合が受けている資格・許認可
全省庁統一資格、兵庫県、姫路市、赤穂市
福崎市の物品・役務入札参加資格
- (11) 現在の証明有効期日 平成29年5月9日

《PRコーナー》

建物及び各種付帯設備の総合管理。建物の保全を主とした総合管理を豊富な経験と専門技術で効率的に受託し業務を実施致します。

主要業務

- (1) 清掃管理 (常駐清掃、定期清掃、特別清掃)
- (2) 設備管理 (電気、空調、給排水等の設備管理)
- (3) 保守整備 (ビルの安全保守業務)
- (4) 衛生害虫駆除 (衛生害虫及びそ族の駆除)
- (5) 一般廃棄物収集運搬業務

播州ガス協業組合

所在地 〒676-0827 高砂市阿弥陀町阿弥陀29番地の2
 電話 079(447)3637 FAX 079(447)2230
 E-mail bansyugaskyo@v-gas.or.jp

第1回官公需適格組合証明取得 昭和51年12月

- (1) 代表者 代表理事 青木 一子
- (2) 設立年月日 昭和44年3月11日
- (3) 出資金 4,900万円
- (4) 組合の地区 兵庫県高砂市
- (5) 組合員数 22名
- (6) 組合員資格 液化石油ガスの販売事業の全部又は一部の事業を営む者
- (7) 事務局責任者役職・氏名 代表理事 青木一子
常勤職員数32名(うち技術者数7名)
- (8) 主な物的施設 事務所(所有) 300㎡
土地(所有) 2,186㎡
その他の設備等 コンピューター、車輛、ファクシミリ、ACU
- (9) 主な受注品目 液化石油ガス、厨房設備機器
- (10) 組合が受けている資格・許認可
高圧ガス取締法許認可
21-L14(昭和63年7月8日)
液化石油ガス販売登録
28A9464(平成9年4月1日)
建設業許可(一般)
(平成24年7月27日)
- (11) 現在の証明有効期日 平成29年12月14日

《PRコーナー》

圧力監視機能、感震器、双方向弁、無段階自動設定とグリル対応、CO中毒対策、電源断抜警告等、主要な機能を持ったメーターを取付、又電話回線によるガスもれ監視システムを取付「より安全に、より便利に、よりよいおつきあい」をモットーに、事故ゼロを続けております。そして、この地域の皆様に、民生用エネルギーとして、LPガスを安定供給させていただいております。また、より便利にということで、湯まわりキャンペーンを実施し、販売施工まで一貫作業を行っております。事務所屋上に太陽光パネル(10kw)を設置しました。リフォーム事業も開始しております。また、太陽光発電については、平成26年3月に売電用のパネル約50kwを追加設置しました。

姫路ビルメンテナンス協同組合

所在地 〒670-0932 姫路市下寺町4-3
 姫路商工会議所新館3階
 電話 079(284)0248 FAX 079(284)5041
 E-mail hbirumen@iaa.itkeeper.ne.jp

第1回官公需適格組合証明取得 昭和57年10月

- (1) 代表者 代表理事 東 義雄
- (2) 設立年月日 昭和50年11月29日
- (3) 出資金 325万円
- (4) 組合の地区 姫路市
- (5) 組合員数 13名
- (6) 組合員資格 建設物等不動産の維持管理

に関しその保守管理諸業務並びに関連付帯する業務を行う事業者

- (7) 事務局責任者役職・氏名 専務理事 西田真一
常勤職員数3名(うち技術者数1名)

- (8) 主な物的施設 事務所(借用)50㎡

- (9) 主な受注品目 清掃業務、保安警備業務、
設備管理業務、環境衛生
管理業務

- (10) 組合が受けている資格・許認可

独立行政法人中小企業基盤整備機構、兵庫県、姫路市物品・役務入札参加資格

- (11) 現在の証明有効期日 平成29年2月23日

《PRコーナー》

当組合は、姫路市に事業所を置く有力企業で構成され、「より良い環境づくり」をテーマにビル管理技術の向上と新しい技術に対応する人材育成に研さんを積み、お客様のニーズに応えるべく努力しております。

今後も信頼ある官公需適格組合として組合員一丸となって更なる飛躍を目指してまいります。

兵庫県貨物運送協同組合連合会

所在地 〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
 電話 078(882)4848 FAX 078(882)5703
 E-mail hkkrr@m6.dion.ne.jp

第1回官公需適格組合証明取得 平成10年7月

- (1) 代表者 会長 北野 穰
- (2) 設立年月日 昭和46年12月14日
- (3) 出資金 2,200万円
- (4) 組合の地区 兵庫県
- (5) 会員数 44協同組合
- (6) 組合員資格 貨物自動車運送事業者
- (7) 事務局責任者役職・氏名 常務理事 田川善章
常勤職員数4名

- (8) 主な物的施設 事務所(借用)60㎡

その他の設備等 業務用連絡車

- (9) 主な受注品目 役務一般貨物運送
一般引越荷物運送

- (10) 組合が受けている資格・許認可

第一種利用運送事業(貨物自動車)
軽油引取税特約業者

- (11) 現在の証明有効期日 平成29年7月9日

《PRコーナー》

組合員は兵庫県一円に位置し、受注した場合はその業務に対し責任をもって完遂することができます。

兵庫県石油協同組合

所在地 〒650-0024 神戸市中央区海岸通2丁目2番3号
 電話 078(321)5611 FAX 078(321)5615
 E-mail h-sekiyu@abelia.ocn.ne.jp

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成19年2月
- (1) 代表者 代表理事 田中一彦
 - (2) 設立年月日 昭和27年6月21日
 - (3) 出資金 131.4万円
 - (4) 組合の地区 兵庫県
 - (5) 組合員数 438名
 - (6) 組合員資格 石油販売業を行う事業者
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 専務理事 山本 肇
常勤職員数7名
 - (8) 主な物的施設 事務所(賃貸) 103.99㎡
 - (9) 主な受注品目 揮発油、軽油、灯油、重油
潤滑油
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
計量器の販売等の事業
(昭和39年7月1日 登録番号第532号)
 - (11) 現在の証明有効期日 平成31年2月19日

《PRコーナー》

創立以来永年に亘り、各種の共同事業を推進し、社会に対する組織の貢献度を高めながら、地域で愛される石油業界を目指して参りました。

特に、阪神淡路大震災においては強い結束力をもって復興に全力を尽くし、緊急車輛や被災者に対し、いち早く燃料供給を可能にしたのは当組合の組織力だと自負しております。

これからも緊急用燃料供給を含めて、石油製品の安定供給に応えるため共同事業の一環として、可能な限り要請に応えるべく総力をあげて対処いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

兵庫ディスプレイ協同組合

所在地 〒651-2115 神戸市西区伊川谷町別府 121-1
 電話 078(978)0916 FAX 078(978)0917

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成7年1月
- (1) 代表者 代表理事 吉川眞五
 - (2) 設立年月日 平成3年8月23日
 - (3) 出資金 60万円
 - (4) 組合の地区 兵庫県
 - (5) 組合員数 6名
 - (6) 組合員資格 ディスプレイ業を行う事業者
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 理事長 吉川眞五
常勤職員数2名
 - (8) 主な物的施設 事務所(借用) 30㎡
 - (9) 主な受注品目 ディスプレイ
 - (11) 組合が受けている資格・許認可
兵庫県物品等入札参加資格
 - (12) 現在の証明有効期日 平成30年1月4日

《PRコーナー》

毎年開催される神戸まつり花フロート車をはじめ、神戸ポートピア博'81パビリオン「テーマ館」等のディスプレイ工事、ユニバーシアード'85全会場のディスプレイ及びデザイン工事、明石大橋の開通、夢の架け橋記念事業に伴うイベント企画、淡路広域サイン計画、淡路花博2000会場案内ディスプレイ及びサイン工事、第61回のじぎく兵庫国体のディスプレイ及びサイン工事、その他多くのディスプレイ工事とサイン工事を手がけ、組合員が一丸となり共同受注に取り組んでおります。

大小にかかわらず事務局まで一報いただければ組合員の優秀な企画マン及び担当者がお伺いいたします。

北神生コンクリート協同組合

所在地 〒669-1531 三田市天神2丁目11番6号（三田建設業会館内）
 電話 079(563)3151 FAX 079(563)4188
 E-mail hokushinkyu@sweet.ocn.ne.jp

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成18年8月
- (1) 代表者 代表理事 岩本 脩
 - (2) 設立年月日 昭和47年1月10日
 - (3) 出資金 1,200万円
 - (4) 組合の地区 宝塚市、西宮市、三田市
神戸市、三木市、加東市
 - (5) 組合員数 6名
 - (6) 組合員資格 生コンクリートの製造
販売を行う事業者
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 専務理事 増岡義教
常勤職員数8名
(事務職員2名、業務センター職員6名)
 - (8) 主な物的施設 事務所(借用) 244.14㎡
 - (9) 主な受注品目 生コンクリート
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
兵庫県、三田市物品等入札参加資格
 - (11) 現在の証明有効期日 平成30年8月20日

《PRコーナー》

当組合は、需要先や地域社会の多様なニーズに応えるため、更なる品質管理の向上と品質監査の徹底を図るべく、産官学で構成される全国生コンクリート品質管理監査会議の統一監査に全社合格し、適マークを取得しております。また、補償面におきましても、PL保険(生産物賠償責任保険)、生コン瑕疵保証責任保険に加入し、製品管理に万全の体制を整えております。

官公需の発注に当たっては、是非とも品質管理監査合格工場の製品をご使用いただきますようお願い申し上げます。

尼崎市水道工事業協同組合

所在地 〒661-0022 尼崎市尾浜町1丁目34番9号
 電話 06(6422)8211 FAX 06(6422)0010
 E-mail amasui@image.ocn.ne.jp
 HPアドレス <http://www.amasui.jp/>

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成24年12月
- (1) 代表者 代表理事 竹内 英正
 - (2) 設立年月日 昭和27年7月5日
 - (3) 出資金 5,132.8万円
 - (4) 組合の地区 尼崎市
 - (5) 組合員数 32名
 - (6) 組合員資格 尼崎市内に事業所又は店舗を
有し、尼崎水道局から水道工
事業として指定されたもので
あること
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 事務局長 金井麻己
常勤職員数7名(うち技術者数3名)
 - (8) 主な物的施設 事務所(所有) 土地(所有)
 - (9) 主な受注品目 管工事
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
一般建設業(管工事)
(平成23年11月25日兵庫県知事許可
(般-23)第212339号)
一般建設業(土木工事)
(平成25年1月22日兵庫県知事許可
(般-24)第212339号)
 - (11) 現在の証明有効期日 平成29年12月31日

《PRコーナー》

当組合は、昭和27年に設立された歴史と伝統と実績のある組合です。

地元にしかりと根付いた水道工事業者の組合員で構成された組合であり、阪神淡路大震災時には尼崎市と連携し、水道施設の大きな被害の復旧作業にあたり、その貢献が評価され、尼崎市と防災協定を締結いたしました。

市民生活に直結する給排水工事や老朽配水管の改善工事の実施や工事用資材の販売、また寒冷時の水道管凍結破裂の緊急修繕対応など、今後も市民サービスの向上に努めて参ります。

環境保全事業協同組合

所在地 〒651-0072 神戸市中央区脇浜町3丁目7番14号
 電話 078(221)5465 FAX 078(221)5587
 E-mail info@kankyohozen-coop.jp
 HPアドレス http://www.kankyohozen-coop.jp/

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成27年1月
- (1) 代表者 代表理事 平岡 浩幸
 - (2) 設立年月日 平成20年9月29日
 - (3) 出資金 135万円
 - (4) 組合の地区 兵庫県、大阪府及び東京都
 - (5) 組合員数 7名
 - (6) 組合員資格 建築リフォーム工事を行う事業者
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 事務局長 上田 省吾
常勤職員数7名(うち技術者数5名)
 - (8) 主な物的施設 事務所(借用)
 - (9) 主な受注品目 土木一式工事、建築一式工事、とび・土木・コンクリート工事、塗装工事
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
一般建設業
(平成26年1月16日国土交通大臣認可(般-25)第25262号)
 - (11) 現在の証明有効期日 平成29年12月31日

《PRコーナー》

環境保全事業協同組合は、地球環境に配慮した事業活動を行う団体です。エコロジー商品の普及・耐震診断・土壌改良工事・地域の防犯活動などを通して、地域一帯の環境衛生向上及び治安の向上に努め、組合員の企業様と連携しての共同受注・共同購入によって、工事の経費削減及び質の向上に取り組んでいます。

また、組合独自で兵庫県・大阪府を中心に給水設備・排水設備の指定工事業者の資格を幅広く取得し、排水設備の調査作業を積極的に行っています。

赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合

所在地 〒651-2112 神戸市西区大津和3丁目3番10号
 電話 078(975)3200 FAX 078(975)3209
 E-mail hyogo@akabou.jp
 HPアドレス http://hyogo.akabou.jp/

- 第1回官公需適格組合証明取得 平成27年10月
- (1) 代表者 代表理事 神宮 覚
 - (2) 設立年月日 昭和60年8月5日
 - (3) 出資金 915万円
 - (4) 組合の地区 兵庫県
 - (5) 組合員数 303名
 - (6) 組合員資格 貨物軽自動車運送業を営み、かつ、赤帽商標権の使用貸与を受け専用使用するものであること。
 - (7) 事務局責任者役職・氏名 代表理事 神宮 覚
常勤職員数8名
 - (8) 主な物的施設 事務所(所有) 496㎡
 - (9) 主な受注品目 貨物軽自動車運送事業
特定信書便事業
 - (10) 組合が受けている資格・許認可
貨物利用運送事業
特定信書便事業 近特第49号
 - (11) 現在の証明有効期日 平成30年10月28日

《PRコーナー》

私ども赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合は、昭和60年8月に設立し、昨年30周年を迎えました。われわれ赤帽は「お客様第一主義」に徹し、礼儀・親切・信頼を信条に、兵庫県において日々お客様の荷物をお運びしております。小さな赤帽車を持つ大きな信頼、赤帽はただ荷物を運ぶのではなく、荷物を真心というひとつのパッケージに包み込み、目に見えないところから、手に触れるところまで「DOOR TO DOOR」「荷主のまごころ運ぶ赤帽車」をモットーに地域の皆様の手足となるべく事業に取り組んでおります。地域社会、地域産業、地域の方々全てに「より厚い信頼」をお届けするのが使命と考え、皆様に満足いただける赤帽を目指し日々努力しております。今後とも「あなたの街の赤帽」をご愛顧いただきますようよろしくお願い致します。

